

総務委員会

平成25年9月11日（水）

午前10時01分～午前11時01分

議会第1会議室

【出席委員】川崎直幸委員長、重松 徹副委員長、松永幹哉委員、松永憲明委員、川副龍之介委員、中本正一委員、福井章司委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員、武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・市民生活部 西川市民生活部長 ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について（決算議案審査）

○川崎委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を再開いたします。

それでは、審査に入ります前に、注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、指名されてからマイクを御使用の上、発言してください。

執行部におかれましては、委員会は限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がなされるよう、お願いしたいと思います。

それでは、審査に入ります。

一般会計歳出第2款について執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成24年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第2款関係分 説明

○川崎委員長

それでは、執行部からの説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○松永幹哉委員

20番の資料の41ページ、市民活動の保険経費390万円ですけれども、この傷害事故24件と損害賠償の内容をもう少し説明いただけますか。

○喜多市民活動推進課長

傷害につきましては、ほとんどが自治会の河川清掃とか道路清掃をする際に、鎌でけがをされたとか、そういうものに対する保険料でございます。

○西川市民生活部長

賠償につきましては、地域の活動をされていて、ちょっと大きなけがをなさいました。それで損害ということで保険がおりました状況でございます。

○川崎委員長

ほかに。

○中本委員

資料20の28ページ目の防犯灯設置助成経費、この事業については、いわゆる事務事業評価をやらせていただきまして、安全、安心のまちづくりといった観点から、また、いわゆる自治会における経費負担の軽減と、そういった側面から、佐賀市としてぜひこれは拡充すべきであると。また、特にLED灯を含めた形での、いわゆるそういう誘導策といいますか、そういったものをすべきだということで、これは評価の中できちっと提言をさせていただいておりますので、ぜひそこを踏まえた対応をお願いしたいというふうに思いますが、今回上がってきているこの助成灯数があります。この灯数については、基本的には各自治会から上がってきたものの総計ということでよろしいかどうかの確認ですけど。

○喜多市民活動推進課長

自治会から上がってきたものの申請の件数の総数でございます。

○中本委員

ということは、基本的には電気料を負担している、要するに助成している1万3,878灯、これがいわゆる自治会が管理している灯数とも基本的にはイコールというふうに判断してよろしいですか。

○喜多市民活動推進課長

ほぼイコールということでございます。

○中本委員

ほぼイコールというのは、例外があるという認識、そういうケースもあるということですかね、今の。

○喜多市民活動推進課長

基本的に全て申請をなされているというふうに私どもは捉えておりますが、中には申請をされないケースもあるかもしれません。申請ですので、毎年、自治会のほうに参りまして、こういうことで7月までに維持費については申請をお願いしますというお願いに行っております。で、もうほとんど申請をされているというふうに理解しております。

○中本委員

ちなみに、補助対象となるいわゆる街路灯の要件とか、そういったものは規定上、何かあるんですか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

佐賀市防犯灯助成金交付要綱の中に定義がありまして、犯罪の防止及び交通の安全を図るために、自治会等が行う防犯灯設置または維持管理に要する経費に対して助成をすると

いうことになっております。

○川崎委員長

ほかに。

○松永憲明委員

団地などの自治会組織の中には、古いものでは水銀灯が設置されているところがあったんですけども、そこら辺は随時、例えば、LED電球だとか、蛍光管だとか、そういうところへの変換といいますか、切りかえがなされているのかどうか、その進捗状況についてお願いいたします。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

切りかえにつきましても自治会のほうで判断をされておりますので、こちらのほうから、水銀灯が電気料がかかるからということで切りかえをお願いするということはいたしておりません。

それと、あと水銀灯がどれくらい設置されているのかという数については、こちらのほうでちょっと把握をしております。

○松永憲明委員

より市民が安心して生活できる、そしてまた、電気料の負担などが多くかからないというようにしていくためにも、水銀灯から蛍光灯、あるいは長寿命化を図る上でのLED灯への切りかえをやっぱり市としても進めていくべきではないかなと。自治会から言われなかったから云々じゃなくてですね、やっぱり照会をかけながらやっていく必要があるというふうに思うんですけども、そこら辺についての認識はどうなんですか。

○喜多市民活動推進課長

平成24年度の夜間の交通事故件数が減ったりですね、それから、犯罪率も減ったりしております。で、防犯灯がどれくらい寄与しているかというのは、なかなか一概に言えない部分もあるんですけども、一定の寄与はしているのではないかというふうに考えております。

それで、LED化が進むようにということでなんですけれども、当方といたしましては、現状の補助制度をしっかりと活用していただいて、できるだけ早期にLED化が図れるように自治会のほうに働きかけていきたいというふうに考えております。現在の補助メニューとか補助率、そこらあたりの見直しも自治会と相談しながら検討に入っていきたいというふうに考えております。

○西川市民生活部長

先ほどの件につきましては、毎年、自治会協議会の理事会、幹事会におきまして、制度の説明、それからLED化をこういうふうに新設をしております。LED化の推進につきましては平成22年度からスタートいたしましたけれども、毎年、自治会協議会のほうにお願いはいたしております。

○川崎委員長

ほかに。

○西岡委員

前のページ、27ページ、佐賀市の交通安全指導員の件なんですけど、過去、部長答弁いただいてきたわけなんですけど、合併以来、24年度決算ですので、7年間経過をしてきているわけなんですけど、ふやすところはふやす、見直すところは見直すという観点で、この116名、これは24年度見直してきたのかどうか、ちょっとお尋ねなんですけど、いかがでしょうか。

○喜多市民活動推進課長

24年度には見直しをしておりません。合併に伴って、昔の旧町村のところは、交通安全指導員、かなり多くいらっしゃいました。で、合併に伴いまして、激変緩和措置と申しますか、旧佐賀市内は1校区当たり2名から3名でございますけれども、合併したところは、佐賀市内の一番多いところの3名でどうだろうかということを御提示したんですが、なかなかそれではうまくいかないということで、その2倍、1校区当たり6名ということですね、大和と富士につきましては、1校区3名ということでオーケーということだったんですが、そのほかのところは1校区当たり6名以内ということで、今、定員がなっております。

で、いつまでなのかということで検討したところ、その当時は合併後10年をめぐりということでございますので、今度、今の指導員の任期が平成25年度から平成26年度までとなりますので、もうそのところで10年経過しますので、平成27年度の交通安全指導員の任用から定数の見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

それで、平成27年度の定数見直しに当たりましては、今年度中、平成25年度中に、支所、それから交通安全指導員、それからもちろん自治会も調整が必要となってまいりますので、平成25年度中に調整に入りたいというふうに考えております。

○西岡委員

その下の研修会か、交通安全指導員にどういう研修をされているのか教えてください。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

研修の内容につきましては、年に1回、指導員に対しまして、警察署のほうから講師をしていただいて研修を行っております。あと、各季節ごとに交通安全指導員の連絡会議がありますので、その場でも研修を行っているところです。

○西岡委員

116名けん大変だと思うんですが、会場なんかも。大体どこであいよっとね。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

年1回の研修につきましては、宿泊を含めてですね、今年度は北山少年自然の家で行っております。あと、年4回行っています連絡会議につきましては、大体出席者が80名ぐらいになりますので、大和支所の会議室とか、ほほえみ館の大会議室とか、そういうところを利用して行っております。

○西岡委員

そいぎ、80名ちゅうぎんた、欠席の方もかなり、30名以上おらるっちゅうこと。その辺どがん思うですか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

やっぱり仕事を持っていらっしゃる方とかもいらっしゃいますので、どうしてもちょっと出席できないという方も若干いらっしゃいますので。

○西岡委員

強制はできないということ。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

そうですね。仕事を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので。

○川崎委員長

ほかに。

○川副委員

資料20の33ページ、国際交流費ですけど、財源として富士町と三瀬のほうで、ふるさと創生基金から充てておられますけど、事業の中で、三瀬についてはクサク村との交流ということで、人材育成事業協会のほうに活動を支援するという形で挙げておられますけど、富士町は国際交流についてどのような関係を持っているのか教えてください。

○喜多市民活動推進課長

富士町のほうは合瀬地区のほうでですね、非常に三瀬に近いということで、三瀬中学校に通われている生徒さんがいらっしゃいます。その分でございます。

○川副委員

割合的にはこの割合というか、ふるさと創生基金からの割合の算出は、毎年このぐらいの割合で出されているんですか。

○喜多市民活動推進課長

大体この割合でいっております。

○川崎委員長

ほかに。

○福井章司委員

さっきの27ページの交通安全の分で、いわゆる交通安全対策推進事務経費の中で、文言としてですね、「市民の交通安全を確保するため、各年齢に応じた交通安全教室、講座を開催し、交通安全意識の高揚を図り、交通事故を減少させる」という文言があるわけですが、この各年齢に応じた交通安全教室、講座の開催、この回数というのはどれくらいだったのか、ちょっとそれがわかれば。

○喜多市民活動推進課長

平成24年度におきましては、交通安全教室、回数としては168回、参加人員2万3,689名

でございました。

○福井章司委員

年齢に応じたという部分、そこはわかりますか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

交通安全教室の内訳ですけれども、保育園が41カ所、3,050人、幼稚園が33カ所で3,162人、小学校が43カ所、1万3,177人、中学校が3カ所で576人、あと高齢者に対しまして、42カ所で1,849人となっております。

○福井章司委員

このところ、ずっと交通事故死がですね、高齢者が非常にふえているということで、確かに今の状況からすると、子どもたちを中心とした教室、あるいは講座開催が多いのは、それはわかるんですが、ちょっと今の回数で見ると、高齢者の方が42カ所で1,800人ぐらいか。ちょっとこの辺は、逆の意味で言うと、大変少ないんじゃないかなと逆に思うんですけどね。いろいろ各種団体等で、それぞれの高齢者あるいは老人会等を含めて、いろんなところで、老人会等のたびに交通安全の出前講座とか、もろもろのことをやっていますが、そういうものは全然これに入っていないということですか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

その分も、市民活動推進課で行っている教室については、この中に全て入っております。

○福井章司委員

比例的に見ても、交通事故死の半分以上が65歳以上というのはもう——特に最近ふえているんだけど、こういう現状に対しての対策ということについて、この決算の中身からすると、まだ十分反映されていない気がします。その辺は、部長ちょっとお答えいただけますか。

○西川市民生活部長

せんだっても勸興の小学校区でいたしましたけれども、各校区を、警察署と佐賀市と一緒にになりまして、老人クラブの各地区の方に教育指導ということで委嘱状をお渡ししまして、そういう方々に積極的に地域の高齢者の方への交通安全の指導を率先してしていただくとか、ゲートボールやグラウンドゴルフとかの大会をやられるとき、そういったところでも反映をしていただく。

それから、年に1回、高齢者の老人クラブ連合会と私どもの主催ということで、秋ですけども、グラウンドゴルフ大会というのを、交通安全のルールにのっとって行うようなことも行っております。

○福井章司委員

今、ここに書いてある高齢者の交通安全教育グラウンドゴルフということですね。——と違う。

で、前年比も87.9%ということで、これ12%ぐらい減っているんですよ、参加率なん

か。その辺はやはりもう少し力を入れないと、高齢者の交通事故死というのは根本的に防げないと思うんですね。その辺はどうでしょうか。

○西川市民生活部長

おっしゃるとおり、高齢者の事故率も減っておりません。

各事故が発生するたびに、その発生地区におきまして、私どもも、道路管理者、警察署、地元自治会、そういった方々と現場検証をしながら、その地域でまた改めて高齢者の死亡事故がないよというともその都度その都度やっておりますが、おっしゃるように警察とも一緒になりながらですね、それから、佐賀市交通対策協議会というのがございます、各団体も入りまして、高齢者のほうも入って。そこも年に4回定例会もしておりますので、そういったところでも積極的な呼びかけはしたいと思います。

○西岡委員

済みません、非常に難しいかわかりませんが、市の職員が事故があつたりとかなんとかでいう形ですよ、交通安全係として、また市民生活部として、研修とかいろんな観点も必要かなと思うんですが、どのようにまず感じるのか、お尋ねです。

○西川市民生活部長

おっしゃるように、今回の事例につきましては絶対あつてはならないということで、職員の研修という視点からは総務部を中心に……。

(発言する者あり)

はい。人事含めまして、交通安全の所管が総務法制課になります。職員につきましてはそういうことで、口頭でも、それからメールでも、それぞれの部署で朝礼等も含めまして注意喚起を行っております。

それと、私どもの市民生活部は、特にそれ以外にも、市民の方の交通安全ということを担当しておりますので、私どもの5課につきましては、それプラス各課で朝礼におきまして、ヒヤリハットも含めまして、毎朝こういった案件についてヒヤリハットしたと、こういった点を注意していきたいということで、現在進行中でございます。

○西岡委員

市民のために市民生活部の交通安全係はやっていただきよるっていうのは十分承知しているわけですが、交通安全係である以上は、市の職員に対しても何か発信とか、いろんなこともやってよかと思うばってん。その辺の部分が今総務部だけですもんねっていうふうに関こえたけんさい、その辺はいかががかっていうことば聞きよつとばってん。

○西川市民生活部長

おっしゃいますように所管は総務部でございますが、庁議とかなんか含めまして、私どももそういった意見は発信はいたします。ただし、全庁職員に対するものにつきましては、総務部が一括してやるという形をとっておりますので、職員に対して市民生活部としては、今のところやっております。

○喜多市民活動推進課長

ちなみに、今回の事故を受けまして、市の交通安全・防犯係のほうで佐賀警察署とタイアップをしまして、市内の全放課後児童クラブ——今回の事故が放課後児童クラブに行こうとしていた子どもさんの事故でございましたので、放課後児童クラブは31ございますけども、1,037名に対しまして、臨時の交通安全教室を開催させていただいたところです。8月いっぱいにて全て回って、やはり日ごろ横断歩道を渡る時の——今回の事故の状況も説明しながら、やっぱり渡るときの注意点、そこらあたりもしっかりと講話をしてきたというところがございます。

○西川市民生活部長

補足ですが、今回の案件が本庄ということで、佐賀署の管轄でございました。で、諸富署の管轄の川副、それから諸富につきましては、警察署のほうとしてはしないということもございましたので、私どもの職員が出向きまして、児童クラブのほうには講話と安全教室をやったところがございます。

○松永幹哉委員

27ページですね、先ほどの推進事務経費の中のスクールゾーンの路面標示28カ所の新設なんですけども、これは危険と調査された部分なのか、要望か何かあったところの部分の新設したのか、そこはどうなのでしょう。

○喜多市民活動推進課長

平成24年度に実施いたしましたのは、未設置校区は7校区ございまして、そこは早急に急がなくてはいけないということで、28カ所の新設をさせていただきました。

設置場所の選定については、各小学校おおむね500メートルの範囲ということで、要望によるということで、各学校から要望を出していただきまして設置をしたところがございます。

○松永幹哉委員

あとは残りというか、今後の——これでもう終わったんですかね。

○喜多市民活動推進課長

一応全校区ですね、スクールゾーンの設置は終わっておりますけれども、当然補修——車が通りますので路面の塗料が剥げたりしてですね、補修が必要となってまいります。補修が必要なところはきちんと対応していきたいと。

それからまた交通事情の変化によって、また新設——1校区当たり4つという基準があるんですけども、学校から東西南北4方向から大体来るケースが多いので、4カ所ということをしているんですけども、なかなか場所によってはそうもいかないところもありますので、現在のところ、学校当たり、最少は2、最高は9カ所ございます、スクールゾーンがですね。そこらあたりがですね、今後も学校の御要望と交通事情等も見ながら、新設が必要な場合は新設してまいりたいというふうに考えております。

○川崎委員長

ほかに。

○中本委員

資料20の48ページなんですけども、軽自動車税のシステム改修の経費が載っておりますけども、軽自動車そのものは、税収がかなり今目減りしていく中で、1,800台ですか、たしかふえたという説明もあっていたと思いますし、5億円弱ぐらいの税収が入ってくるということで、特に佐賀市の特性、佐賀県の特性でもあるかなというふうに思うんですけども、今回のシステムの改修の目的と内容について、まず教えてください。

○山口市民税課長

今回のシステム改修は、1点は納税通知書——複数台持っている御家庭に、それぞればらばらに送っておりましたのを、まとめて送れるような手だてをとるというのが大きなもの、もう1つは、まだ手作業的な部分がかかなり多かったので、今後の事務の改善も含めて、公平公正な課税がきちんと間違いなくできるようにということでの事務的な改善、その大きな2つが主な改修の内容です。

○中本委員

いわゆる世帯で1枚の通知書が発送されるように今回されたということによろしいですか。

○山口市民税課長

いえ、それぞれの軽自動車の種類等も違いますので、基本的には通知書は1台に1通、で、それを複数枚まとめて1つの封筒に入れて出すというのが基本的な……。口座振替に関しては5台までが1つの通知書になっておりますが、普通に納入される場合はそれぞれ1台1通ということになっております。

○中本委員

この軽自動車税については、いわゆる4月1日現在の事業者が抱える商品については課税免除の取り組みがされていると思いますけども、この辺の免除の申告対策というのは、現状はどう推移しているんですか。

○山口市民税課長

この件に関しては確認して、後ほど回答させていただきます。

○中本委員

今回のシステム改修の分というのは、今回、今言った商品在庫の部分についてはあまり関連性はないんですかね。

○市民税課副課長兼庶務税制係長

先ほど課長が申しましたけども、今回の改修で、手作業で残っていた分があったということがありました。その中で、課税免除の事務について、ほとんど手作業でやっておった部分がありましたので、その分をシステム化しております。ですから、先ほどの車両ので

すね、商品車課税の免除、減免についてもシステム化を図っております。

○中本委員

もしよかったら推移をです、課税免除の申告台数の推移をちょっとわかれば、後で資料提供いただきたいんですが。

○市民税課副課長兼庶務税制係長

調べて報告いたします。その件数については、数値を確認して報告いたします。

○川崎委員長

きょうじゅうでわかりますかね、それは。どうですか。

○市民税課副課長兼庶務税制係長

はい、きょうじゅうに報告をいたします。

○川崎委員長

これ終わった後すぐできるんですか。もうすぐ終わるんですけど。

○市民税課副課長兼庶務税制係長

すぐ電話して、今から調べますので。

○川崎委員長

どうですか、中本委員。

○中本委員

資料提供いただければ、採決までにいただければ、別に説明は求めませんので、結構です。

○川崎委員長

そしたら、後ほどいいです。

ほかに。

○西岡委員

済みません、52ページなんです、郵便局の窓口のサービス事業についてお尋ねですが、平成16年と平成18年からそれぞれ局においては始まったということですが、これ大体お客様、市民の皆様がお見えになるのは、どがんね、減りよっとね、ふえよっとね。その辺のことを、8年、それと6年それぞれ経過しているわけですが、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○大坪市民生活部副部長兼市民生活課長

若干減る傾向にございます。例えば今、平成24年度が2,187件ですが、ピークと申しますのは、平成18年度が3,147件となっておりますので、若干減るような形で、それからいくと1,000件ぐらい減っているような状況でございます。

○西岡委員

よかったらこれも、済みません、推移っていうのもちょっと知りたいと思いますので、数はわかっているかと思いますが、よかったら資料をお出しいただきたいと思います。い

かがでしょうか。

○大坪市民生活部副部長兼市民生活課長

すぐ提出させていただきます。

○西岡委員

これ、たしか収入かなんかで、佐賀市の歳入で上がってきていると思うばってん、1部当たりどういうふうになっているのか、また、郵便局にどんだけなのか、その辺ちょっと。最初聞いたと思うんですが、忘れてしまって、わかる部分でよかですが。

○市民生活課副課長兼窓口一係長

郵便局については、申請書1枚当たり168円のお支払いをしています。

○西岡委員

1通当たり幾らね、大体。郵便局に168円ということなんですが、1通当たり幾らか。

○市民生活課副課長兼窓口一係長

市役所の窓口と一緒に、住民票1件当たり300円、戸籍が450円なんですけれども、例えば、1人のお客様で住民票と戸籍をとられた方については、申請書1枚に書けるようになっています。その申請書1枚当たりの168円を郵便局のほうにお支払いしている形になっております。

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで本日の審査を終了したいと思います。

執行部の皆さんお疲れさまでございました。

◎執行部退室

○川崎委員長

それでは、連合審査会を含めて3日間の決算審査を行ってまいりましたが、これまでの決算議案審査に関して現地視察の希望はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありませんね。

それでは、決算議案審査に対する委員長報告はどうでしょうか。御希望があれば、いろいろ議論はしたんですけどね。

(発言する者あり)

(「しないというわけにはいかんじゃろう」と呼ぶ者あり)

(「する方向で委員長、副委員長に……」と呼ぶ者あり)

あとは内容について、これを出してもらいたいという委員からの……。

(「一任」と呼ぶ者あり)

言うてくるっぎんたしよかばってんさい、すぐばっばち出てくっばってんが、よかれ

ばこれも出してください、言うてもらいたいのがあればね。

(発言する者あり)

(「お任せ」と呼ぶ者あり)

よかですね。そしたら、ある程度一任ということでいいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そして、今度の委員会が13日の午前10時からということで予定をしております。それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

そういうことで、本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。